

国際青少年サイエンス交流事業にかかる海外旅行保険包括契約

受入れ機関用マニュアル

2024年4月

国立研究開発法人科学技術振興機構
損害保険ジャパン株式会社

<はじめに>

国際青少年サイエンス交流事業により海外から招へいする青少年等の海外旅行保険は、国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「JST」といいます。）が損害保険ジャパン株式会社（以下「損保ジャパン」といいます。）との契約にもとづき一括して付保しています。

幅広い補償内容に加え、ケガや病気が発生して病院に行った際に、診療費を支払うことなく受診が可能となる制度（キャッシュレス治療サービス）を導入することで、本事業の円滑な運営に寄与できる保険制度となっています。

受入れ機関の皆様におかれましては、本保険制度の内容を熟知いただいたうえで、青少年等の日本滞在中の生活をサポートくださいますようお願いいたします。

<目次>

1. 海外旅行保険の契約内容	
（1）契約者	・・・ 3 頁
（2）被保険者	・・・ 3 頁
（3）お支払いする保険金の種類と保険金額	・・・ 3 頁
（4）保険料	・・・ 4 頁
（5）補償対象期間	・・・ 4 頁
（6）キャッシュレス治療サービス	・・・ 4 頁
2. 来日時に必要な手続き	
（1）通知書の送付	・・・ 5 頁
（2）付保証明書の交付	・・・ 5 頁
（3）実施フロー図	・・・ 6 頁
3. 事故発生時に必要となる手続き	
（1）病気やケガによる治療	・・・ 7 頁
（2）その他の事故	・・・ 7 頁
4. Q & A	・・・ 8 頁～ 9 頁
5. 照会先	・・・ 10 頁

1. 海外旅行保険の契約内容

(1) 契約者：JST

(2) 被保険者：国際青少年サイエンス交流事業（さくらサイエンスプログラム）

によりJST支援金で海外から日本に招へいするすべての青少年等（以下「被保険者」とします。）。

(3) お支払いする保険金の種類と保険金額

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金額
傷害死亡	旅行行程中の事故によるケガが原因で、事故発生日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合	死亡保険金受取人（死亡保険金受取人の定めのないご契約の場合は被保険者の法定相続人の方）に傷害死亡保険金額の全額をお支払いします。	1,000万円
傷害後遺障害	旅行行程中の事故によるケガが原因で、事故発生日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合	その程度に応じて傷害後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。被保険者ごとに保険責任期間を通じ傷害後遺障害保険金額がお支払いの限度となります。	1,000万円
治療・救援費用			
(1) 傷害治療費用	旅行行程中の事故によってケガをされ、医師の治療（義手および義足の修理を含みます。）を受けられた場合	次の費用（被保険者が払戻しを受けた金額またはご負担を予定されていた金額は費用の額から除きます。）。ただし、ケガの場合は事故発生日から、病気の場合は治療を開始された日から、その日を含めて180日以内に要した費用に限りま。 ①治療のために必要な費用 ア. 診療関係費、入院費、イ. 交通費、緊急移送費、転院費 ウ. ホテル客室料、エ. 通訳案内費 オ. 義手、義足の修理費（ケガの場合のみ対象となります。） カ. 保険金請求のために必要な医師の診断書の費用 キ. 公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費 ②入院により必要となった次の費用（合計して20万円限度） ア. 身の回り品購入費（5万円限度） イ. 国際電話料などの通信費 ③医師の治療を受け旅行行程を離脱された場合の旅行行程復帰費用、帰国費用	
(2) 疾病治療費用	①旅行行程中または旅行行程終了後72時間以内に発病され、旅行行程終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受けられた場合（旅行行程中にその病気の原因が発生した場合に限りま。） ②旅行行程中に特定の感染症（疾病死亡保険金の「*特定の感染症」に同じです。）に感染され、旅行行程が終了した日からその日を含めて30日以内にその病気を原因として医師の治療を受けられた場合		1,500万円 【(1)、(2)、(3)の合算】
(3) 救援者費用	旅行行程中、 ①搭乗されている航空機、船舶が行方不明となった場合または遭難した場合 ②被ったケガにより、事故発生日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合、または継続して3日以上入院された場合 ③病気のため亡くなられた場合 ④発病された病気により継続して3日以上入院された場合または旅行行程が終了した日からその日を含めて30日以内に亡くなられた場合（ただし、旅行行程中に医師の治療を受け、その後も継続して治療を受けていたことを要します。） ⑤事故により生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要となったことが警察などの公的機関により確認された場合	ご契約者、被保険者または被保険者のご親族が負担された次の費用 ①捜索救助費用 ②現地および航空運賃などの交通費（救援者3名分限度） ③現地および現地までの行程におけるホテル客室料（救援者3名分限度、かつ、1名につき14日分限度） ④渡航手続費および現地での諸雑費（合計して20万円限度） ⑤現地からの移送費用（払戻しを受けた金額、ご負担を予定されていた金額、傷害治療費用・疾病治療費用部分でお支払いする金額は控除します。） ⑥遺体処理費用（100万円限度） 〔ご注意〕「現地」とは事故発生地、収容地、勤務地をいいます。	
疾病死亡保険金	①旅行行程中に病気のために亡くなられた場合 ②旅行行程中に発病した病気、または旅行行程中に原因が発生し、旅行行程終了後72時間以内に発病された病気を原因として旅行行程が終了した日からその日を含めて30日以内に亡くなられた場合。ただし、旅行行程終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受け、その後も医師の治療を受けていたことを要します。 ③旅行行程中に感染された特定の感染症（治療・救援費用保険金の(2)疾病治療費用の*特定の感染症に同じです。）により、旅行行程が終了した日からその日を含めて30日以内に亡くなられた場合	死亡保険金受取人（死亡保険金受取人の定めのないご契約の場合は被保険者の法定相続人の方）に傷害死亡保険金額の全額をお支払いします。 *特定の感染症（治療・救援費用保険金の(2)疾病治療費用における特定の感染症も同様です。） コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回腸熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクサッキーウイルス、デング熱、顎口炎、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎臓急性出血熱、ハンタウイルス感染症、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症をいいます。	1,000万円
賠償責任保険金	旅行行程中に偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物（レンタル業者から賃借した旅行用品などを含みます。）をこわしたり、紛失したことにより法律上の損害賠償責任を負担された場合	1回の事故につき、賠償責任保険金額を限度として損害賠償金をお支払します。また、損保ジャパンの同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、または仲裁、和解もしくは調停に要した費用、示談交渉に要した費用などもお支払します。	5,000万円

主な免責事由

～傷害死亡保険金・疾病死亡保険金・傷害後遺障害保険金・治療救援費用保険金～

- ご契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失
- 自殺行為、犯罪行為または闘争行為など
- 核燃料物質の有害な特性など
- 無資格運転、酒酔い運転
- 歯科疾病
- むちうち症または腰痛などでそれらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの
- 妊娠、出産、早産、流産に起因する病気
- 旅行行程開始前から発病していた病気、ケガ（既往症）

～賠償責任保険金～

- ①ご契約者または被保険者の故意
- 被保険者の職務遂行
- 自動車（ただし、原動機付身体障害者用いす・歩行補助車やゴルフ場敷地内でのゴルフカートによる事故はお支払します。）、原動機付自転車、船舶、航空機の所有、使用、管理
- 被保険者の心神喪失
- ②同居のご親族および旅行行程を同じくするご親族に対する損害賠償責任
- ③受託物に関する損害賠償責任（ただし、ホテルのルームキー、レンタル業者から賃借した旅行用品などはお支払します。）

など

- (4) 保険料： 保険料は下記コースの場合、全額JSTが負担するため、受入れ機関の負担はありません。

- | |
|-------------------------|
| A. 科学技術体験コース：滞在期間 7日以内 |
| B. 共同研究活動コース：滞在期間 21日以内 |
| C. 科学技術研修コース：滞在期間 10日以内 |

※ただし、各コースにつき、上記滞在期間を超える場合は、保険料の全額が受入れ機関の負担となります（JSTの包括契約の対象とならないため、別途手配が必要です。）。

例）8月10日から19日までの10日間の科学技術研修コースに採用され来日したが、その後29日まで受入れ機関が主催する交流活動をするため、日本滞在期間が合計20日間となる場合
⇒滞在期間が10日を超えるため、JSTの包括契約の対象とはなりません。8月10日から19日までの期間だけではなく、日本滞在の全期間が対象外となりますのでご注意ください。

(5) 補償対象期間

補償対象期間は、「自国で日本に向けて出国審査を完了した時点から、日本滞在を経て、自国で入国審査を完了した時点まで」となります。

(6) キャッシュレス治療サービス

本契約には、被保険者の利便性を鑑みキャッシュレス治療サービスを導入しています。本サービスにより、被保険者が医療機関でケガや病気の受診をする際、その場で診療費を支払うことなく受診することが可能となります。通常の保険金支払手続きでは、保険金請求から支払まで一定の時間を要する傾向にありますが、本サービスを導入することで、極めてスムーズな対応が可能となります。本サービスはJSTとの契約にもとづき、損保ジャパンが独自に運用する保険金支払システムとなっています。

キャッシュレス治療サービスの運用スキーム

【来日時】代理店が受入れ機関に『付保証明書』を交付

↓

【受診時】受診前に受入機関から『付保証明書』を受け取る。被保険者本人が、医療機関に対し『付保証明書』を提示することで、この保険で支払い対象となる診療費について、保険金額限度にて、現金の支払いをすることなく受診可能となる。受診後についても、被保険者本人には一切の手続きが発生しない。

↓

【受診後】医療機関が『付保証明書』記載内容にしたがい、損保ジャパンへ直接診療費を請求

↓

【請求後】損保ジャパンが、請求内容にもとづき、診療内容を審査のうえ医療機関へ適切な診療費を振込

※1. 保険契約上の免責事由に該当する場合や医療機関の都合による場合は除かれる

※2. 対応不可の場合は、原則被保険者もしくは、被保険者が委任する代理人（受入れ機関の担当者を想定）が、保険金請求書にもとづき請求を実施

2. 来日時に必要な手続き

被保険者が日本滞在中に事故にあった場合、迅速な保険金支払いを可能とするために、以下のとおりご手配くださいますようお願いいたします。

(1) 通知書の送付

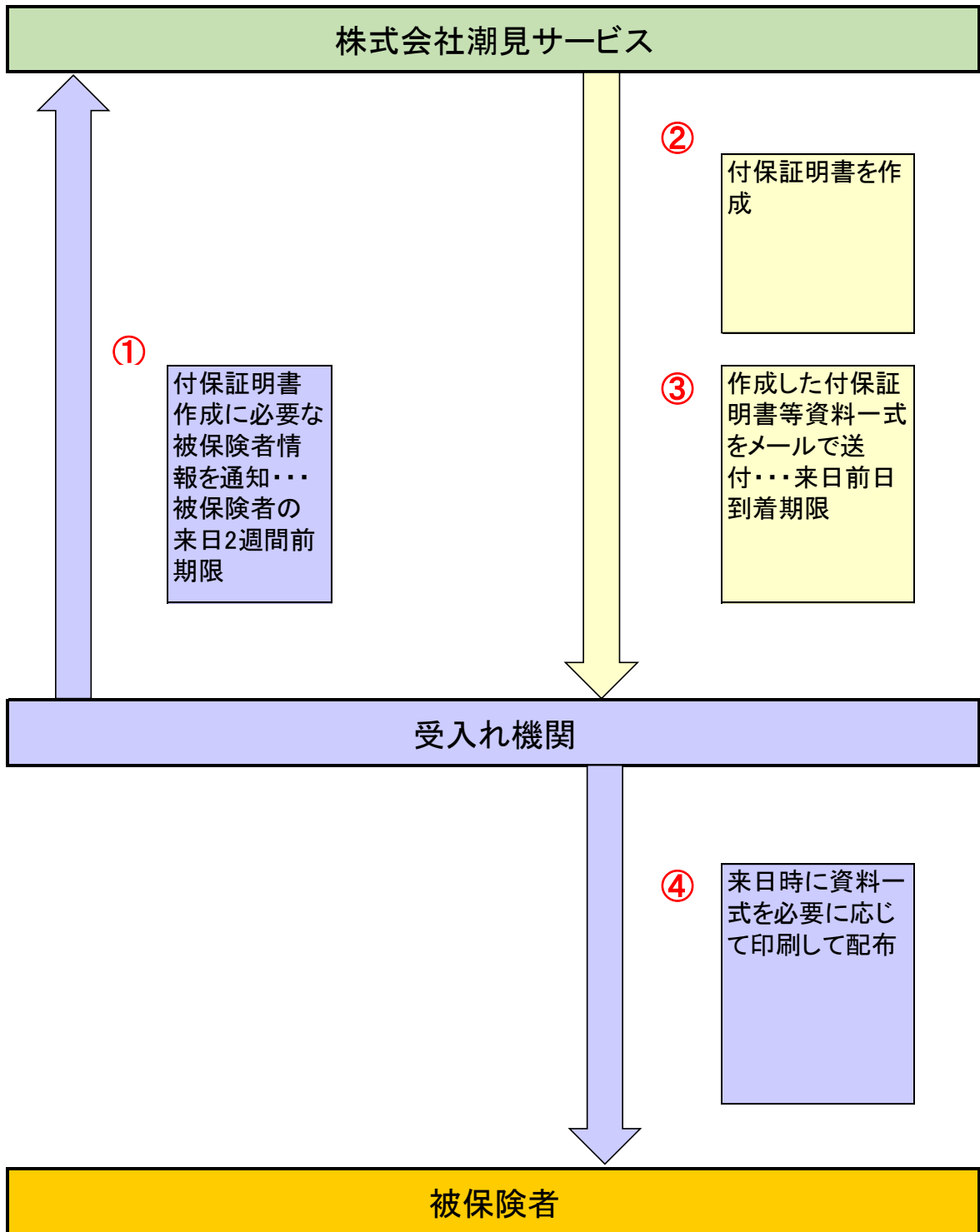
- ① 通知書・・・被保険者通知書はJSTのホームページに掲載しています。
来日する被保険者の氏名（アルファベット表記）・性別・保険対象期間、受入れ機関情報等を漏れなく入力ください。
※被保険者は、招へい者リストの記載と一致するようにご記入ください。
- ② 送付先・・・株式会社潮見サービス（以下「代理店」とします。）
E-mailにて送付ください。（アドレス）yaguchi@shiomi-s.com
アドレスは通知書上にも記載しております。
- ③ 送付期限・・・来日の2週間前まで
⇒送付された通知書の内容にもとづき『付保証明書』を交付します。

(2) 付保証明書の交付

- ① 付保証明書・・・“被保険者本人の保険加入内容を確認できる書面”です。
※キャッシュレス治療サービスを利用する際に必要ですので、病院に行く際は持参が必須となります。
- ② 交付方法・・・付保証明書は、代理店より受入れ機関ご担当者（通知書記載内に従う）宛に、遅くとも来日の前日までにE-mailにて送付します。その他の資料（後記③のとおり）と併せて送付します。
⇒来日時には必要に応じて『保険ガイド』と併せて各被保険者へ手交ください。
- ③ 交付内容・・・以下書類一式をセットして受入れ機関ご担当者へPDFで交付します。

書類名称	部数	備考
付保証明書	被保険者の人数分	
保険ガイド		日本語・英語・中国語版の3種類 ※ロシア語版も別途用意しています。
保険金請求書		

(3) 実施フロー図



3. 事故発生時に必要となる手続き

日本滞在中、被保険者が事故にあった場合は、以下のとおり受入れ機関としての対応（被保険者のフォロー）をお願いいたします。

* 事故の内容によって保険金請求手続き方法が異なります。

(1) 病気やケガによる治療（原則キャッシュレス治療サービスが利用可能）

- 症状の報告を受けたのち、病院での受診を指示ください。
- 医療機関に行く際には、『付保証明書』を必ず持参するよう指示ください。
- 本人確認をする際に必要となるため、パスポートも持参ください。
- 可能な限り被保険者本人に付き添っていただくようお願いいたします。
- 受診後、会計が無い旨を医療機関へ確認してください。
- 医療機関より処方箋を受領ください。
- 薬局に行き、処方箋と併せて『付保証明書』を提示ください。
- 薬を受領ください。⇒こちらで受診は完了します。

<注意点>

受診前に、医療機関に対し電話でキャッシュレス治療サービスの利用可否を問い合わせた場合、医療機関がキャッシュレス治療サービスの内容を十分に確認することができず、利用不可と回答される可能性がありますので、受診前の付保証明書提示を徹底したうえで、サービスを利用ください。

※医療機関によっては、キャッシュレス治療サービスが利用できない場合があります。キャッシュレス治療サービスが利用できない場合は、所定の保険金請求書を作成し、領収証原本を添付のうえ代理店経由で損保ジャパンへご提出ください。請求者は原則被保険者本人となりますが、受入れ機関の担当者が診療費を立て替え払いした場合などは、被保険者本人に代わって保険金請求することが可能です。詳しい手続きは代理店よりご案内いたします。

(2) その他の事故（死亡・後遺障害事案、賠償責任事案）

- 事故発生後速やかに、代理店へ事故報告をしてください。
- 事故報告・・・受入れ機関連絡先、被保険者氏名、被保険者No.、事故日、事故状況、請求額（判明している場合）をご報告ください。
代理店より対応方法についてご案内いたします。
- 事故内容に応じて、必要な対応が異なってきますので、適宜代理店または損保ジャパンと協議のうえ対応いただきます。
- 最終的に保険金請求書等必要書類を取り揃えのうえ、代理店経由で損保ジャパンへご提出ください。

4. Q&A

Q1. 被保険者が日本で1年間入院する必要が生じたが、全額保険金支払の対象となるか。

- 保険金をお支払いできるのは事故日から(事故当日を含め)180日以内の費用に限定されます。

Q2. 被保険者が母国で継続治療を希望している。この治療費用は保険金支払の対象となるか。

- 日本以外の国で治療を行った場合の治療費用についても保険対応可能です。ただし海外でキャッシュレス治療サービスを利用される予定がある場合には、受診可能な医療機関が限定されるため、帰国前に損保ジャパンへご相談ください。提携医療機関のご案内が可能な場合、現地から繋がる電話番号とともに、損保ジャパンより医療機関をご案内いたします。

Q3. 被保険者が日本で鍼灸の治療を受けた。この治療費用は保険金支払の対象となるか。

- 約款上、保険金支払の対象となるのは「医師の治療」に限定されることから、医師の資格を有しない鍼灸師の治療費用は保険金支払の対象とはなりません。ただし、医師の指示に基づいて柔道整復師の鍼灸治療を受けている場合は、例外的に保険金支払の対象となりますので、保険金請求をする際は医師の指示書が必要となります。

Q4. 被保険者が虫歯の治療を受けた。この治療費用は保険金支払の対象となるか。

- 歯科疾病による治療は保険金支払の対象外となります。ただし、ケガによる、ご自身の健康な歯の治療が必要となった場合は、保険金支払の対象となります。

Q5. 入院時に発生した諸雑費について保険で認められる範囲はどこまでか。

- 次の(ア)、(イ)合わせて20万円以内について対象となります。
 - (ア)入院に必要な身の回り品購入費(5万円限度)※
※飲食費・謝礼・テレビカード等は含まず。
 - (イ)国際電話料等の通信費

Q6. 被保険者の母国・関係機関等に診断書を提出したいのだが、作成費については保険の対象となるか。

- 保険の請求とは関係がない事由のため保険対象外となります。

Q7. 病院までの移動にタクシーを利用した。このタクシー代は保険金支払の対象となるか。

- 原則として病院への交通手段は公共交通機関を利用することになっているため、公共交通機関で通院ができないやむを得ない事情がある場合（足を負傷したため歩けない、高熱のため歩けない等）のみタクシーをご利用ください。その際の領収書の原本は必ずご提出ください。

Q8. 被保険者が日本で入院したため、ご家族が日本への渡航を希望している。この渡航費用はどこまで保険金支払の対象となるか？

- 被保険者が3日以上入院をした場合には救援者費用として以下の費用が保険で認められます。“航空運賃等交通費”、“宿泊施設の客室料(14日分限度)”、“諸雑費(200,000円限度)”等

Q9. 保険請求にあたって診断書は必要か。

- 治療費が300,000円を超える場合には、必ずご提出が必要です。診断書の原本と、領収書の原本をご提出頂いた場合には、文書料もお支払の対象となります。なお、診断書の様式については、医療機関所定の様式で結構です。

Q10. 病院からキャッシュレス治療サービスの適用を断られたため、医療費を立て替えて支払ったが、その医療費の保険金請求はどのようにすべきか。

- 損保ジャパン所定の保険金請求書を作成し、付保証明書と領収証の原本を添付したうえで、代理店経由で損保ジャパンへご提出ください。

Q11. 被保険者から直接保険金請求をさせたいが被保険者は既に帰国してしまっている。外国の銀行口座に振り込んでもらうことはできるか？

- 可能です。ただし、振込希望先の銀行によっては、振込できない場合もありますので、その場合は、他の口座を準備していただくことになります。

5. 照会先

* 一般的なお問い合わせ、『通知書』や『付保証明書』に関する内容、保険金請求手続き方法に関する内容につきましては、原則代理店へご連絡ください。

<p>【保険取扱代理店】 株式会社潮見サービス 〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町3-38 第5東ビル902 保険部 担当：谷口（やぐち）・宮崎 TEL. 03-5822-5651／FAX. 03-5822-5652 E-mail yaguchi@shiomi-s.com</p>	<p>【引受保険会社】 損害保険ジャパン株式会社 〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 公務文教営業部 文教室 担当：梶野、佐々木 TEL. 03-3349-4679／FAX. 03-3348-0238 E-mail tkajino@sompo-japan.co.jp</p>
---	--

以上